

令和2年度 公募型指名競争入札における重複落札禁止の適用業種について

本市では、近年、発注規模が総じて縮小傾向にあることを踏まえ、受注機会の均等を図る観点から、公募型指名競争入札における「同日公表・同日開札」の案件について、その応札状況等を勘案し、『重複落札禁止（重複応募は可）』の受注制限を課す制度を導入しておりますが、令和2年度における適用業種が決定しましたので、お知らせいたします。

なお、適用業種であっても、発注時点における応札見込（可能）業者の手持ち工事件数の状況等を踏まえ、適切な競争性が確保できないと認められる場合は、「重複落札禁止」の受注制限は行わないものとします。

令和2年度における適用業種

舗装工事・造園工事

(参考) 適用基準

直近1年間における1件当たりの平均指名業者数が10者を超える業種